

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画

令和 3 年 4 月 1 日 告示第 135 号

(改正履歴)

	平成23年 4 月 1 日	教育委員会告示	第 5 号
改正	平成23年 8 月 23日	教育委員会告示	第 9 号
改正	平成23年12月28日	教育委員会告示	第12号
改正	平成24年11月21日	教育委員会告示	第15号
改正	平成24年12月28日	教育委員会告示	第16号
改正	平成25年 4 月 22日	教育委員会告示	第 6 号
改正	平成25年11月 1 日	教育委員会告示	第12号
改正	平成25年12月27日	教育委員会告示	第16号
改正	平成26年 9 月 22日	教育委員会告示	第 8 号
改正	平成27年12月28日	教育委員会告示	第23号
改正	平成28年12月28日	教育委員会告示	第13号
改正	平成31年 4 月 26日	教育委員会告示	第 6 号
改正	令和 2 年 3 月 23日	教育委員会告示	第 2 号
改正	令和 3 年 2 月 22日	教育委員会告示	第 1 号
改正	令和 3 年 4 月 1 日	告示第 135 号	
改正	令和 7 年 4 月 1 日	告示第 115 号	
改正	令和 8 年 9 月 1 日	告示第 222 号	

金沢市

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

1	保存計画の基本事項	
(1)	保存計画の目的	1
(2)	保存地区の名称・面積・区域	1
2	保存地区の保存に関する基本計画	
(1)	保存地区の概要	
ア	保存地区の沿革	1
イ	保存地区の現況	2
ウ	保存地区の特徴	3
エ	伝統的建造物群の特徴	3
オ	伝統的建造物の特徴	3
(2)	保存の基本計画	
ア	保存に関する基本的な考え方	5
イ	保存計画の概要	5
3	保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定	
(1)	伝統的建造物	6
(2)	環境物件	6
4	保存地区内における建築物等の保存整備計画	
(1)	保存整備の考え方	6
(2)	保存整備計画	6
5	保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等	
(1)	経費の補助	7
(2)	物資の提供等	7
(3)	資金の融資	7
(4)	技術的援助	8
(5)	固定資産税等の軽減	8
6	保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画	
(1)	管理施設等	8
(2)	防災施設等	8
(3)	環境の整備等	9
(4)	周辺地域との連携	9
7	保存地区内の建造物の活用	
(1)	伝統的建造物の公開	10
(2)	空き家対策	10

金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区保存計画

金沢市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和52年条例第2号。以下「条例」という。) 第3条の規定に基づき、卯辰山麓伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。) の保存に関する計画(以下「保存計画」という。) を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の目的

この保存計画は、先人より継承されてきた卯辰山麓の伝統的な町並みと歴史的風致を形成する環境を後世に伝えるため、市民の創意と発意を尊重し、市民と行政が誇りと愛着を持って互いに協力し合いながら、生活環境の向上を図りつつ保存整備を進め、金沢市の文化的向上に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・区域

名称：金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

面積：約22.1ヘクタール

区域：金沢市東山1丁目、東山2丁目、山の上町、子来町、鶯町、観音町1丁目、観音町2丁目、観音町3丁目の各一部（別図第1のとおり）

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の概要

ア 保存地区の沿革

金沢市は、石川県のほぼ中央に位置し、西は日本海に面した海岸の砂丘が北部の内灘砂丘に続き、東は医王の山並みがあり、南東の海拔1,500メートルを超える山地とともに富山との県境を形成している。そして、これらの山地を水源とする犀川及び浅野川の2大水系が市域を3つに分けている。

このような自然地形を背景に、金沢の中心市街地は卯辰山・小立野台・寺町台の3つの丘陵・台地と犀川・浅野川の2つの河川で構成される変化に富んだ地形構造を有する。

金沢の近世城下町としての建設は、天正11年(1583)、前田利家が小立野台地の先端に築かれた金沢城に入城したことに始まる。その後、加賀藩の発展とともに城下町の整備が進められたが、金沢城下の空間構成の中で、寺院立地の特質として卯辰山、小立野台、寺町台に形成された3寺院群があげられる。

近世初期の金沢城下町形成過程において、加賀藩3代藩主前田利常による元和・寛永期(1615～1643)の施策により、城を中心として北東部の卯辰山、南東部の小立野台、南西部の寺町台のそれぞれの寺院群が形成された。文政3年(1820)の寺院分布を見ると、卯辰山には65、小立野台には32、寺町台には59の寺院が存在していた。

これら3寺院群の形成目的については、城下の防御拠点としての軍事的役割や鬼門除け、勢力のあった浄土真宗(当時是一向宗と呼ばれていたが、明治5年(1872)に真宗の呼称が公許されて以降、一向宗の名称は使われなくなった。)寺院への監視の目的などから城下内寺院の65%の浄土真宗以外の寺院を移動し、集積させたといわれている。

しかし、寺院群の形成に60年近くの期間を要していることや、各史料に寺院の移動の事由として「惣構堀出来」、「金沢町立替」などと記されていることなどから、寺院群形成の本質は

城下の空間利用区分・都市整備にあったと考えられる。

3寺院群を宗派から見ると、卯辰山麓寺院群では、日蓮宗寺院が43%を占めており、小立野寺院群では曹洞宗寺院が50%、寺町台寺院群では曹洞宗寺院が34%、日蓮宗寺院が25%を占め、それぞれ宗派的な特質が見られる。特に小立野寺院群には藩主前田家の菩提寺(曹洞宗)が集中している。浄土真宗寺院は3寺院群内には極めて少なく、保存地区内には5カ寺が存在する。

保存地区は越中方面から旧北国街道により城下への入り口となる交通の要衝に位置し、卯辰山の麓から山腹にかけて寺院が配され、寺院群が形成された区域を主体としている。

16世紀末から17世紀初頭にかけての寺院群形成初期には、金沢城下図(延宝年間1673~81)で大きく描かれている有力な寺院が卯辰山の中腹に立地している。慶長4年(1599)の前田利家侯を祀る卯辰八幡宮(宇多須神社)、同5年(1600)の明王院(廃寺、年号不明)、同6年(1601)の摩利支天(宝泉寺)、前田家との関わりが深い観音院などである。

その後、これらの北に位置する一帯には、慶長17年(1612)に立地した前田家ゆかりの西養寺がある。現在の蓮昌寺(万治元年:1658)の位置には、如来寺が慶長10年(1605)に立地していた。金沢城下図に示される寺社の数は31を数え、17世紀後半までに保存地区内の寺院のほとんどが立地し、今日に継承される寺院群が概ね形成された。

また、この間に観音町、木町が計画的な町割により「町地」として成立し、その後、寺院周辺の町場が「地子町」へ編入されたとみられる。

こうした寺院群と周辺の町割には、金沢城下町の再編前後の町筋がよく残り、段階的に成立を果たした金沢城下町の過程もよく示されている。

以降、いくつかの寺院の創建や廃寺が見られたが、寺院群形成過程で4度の大火に見舞われた。特に享保21年(1736)、宝暦9年(1759)の大火では、寺院群一帯がほぼ全焼している。しかし、その後の再建により、群としての寺院の集積度や立地の連続性を保持しながら、寺院群と周辺の町割は、今日に継承されてきた。

文化8年(1811)の金沢町絵図によれば、旧北国街道の東側で寺院群と一帯に存在した町は四丁一から三番町、元如来寺町、西養寺町、茶屋町、橋爪町、観音町、河端町、織部町、観音下町、八幡町、木綿町であり、総計992軒が立地していた。これらの町々は卯辰八幡宮の持宮である多聞天社の氏子地であり、寺院群に入り組んだ町地は卯辰八幡宮のもとに氏子として一群にまとまっており、寺院群とこれら周辺の町家は密接な関係にあった。

江戸時代後期に入ると、卯辰山麓一帯は芝居・廓を備えた遊興の地として展開し、信仰・行楽・遊興・諸芸能の要素を備えた繁華な空間を構成していた。文政3年(1820)には外郭部に藩から公許された茶屋町が新たに形成された。これが現在でも茶屋町として残る「東山ひがし」であり、寺院群と共に賑わいを見せた。

今日では行楽の地としての賑わいは当時ほど見られないが、「東山ひがし」の東に位置する観音院で行われる「四万六千日参り」や宇多須神社で行われる「節分豆まき」などの寺社本来の宗教的行事が現在でも行われ、多くの参詣者が訪れる。また、寺院群の中程に位置する真成寺で行われる「人形供養」などの民俗行事が寺社それぞれに今もなお継承されている。

保存地区は、今日なお伝統的な寺社及び町家の建物や藩政期以来の町割り及び街路が良く残り、山麓という起伏に富んだ地形上に展開する寺院群とその裾野に広がる町場には、複合的に成立した金沢城下町の特徴がよく現れ、そこになお息づく信仰や民俗文化に支えられたなりわいにより、落ち着いたたたずまいをみせている。

イ 保存地区の現況

保存地区は、南北約840メートル、東西約690メートル、面積約22.1ヘクタールの範囲で、市

街地の中心にある金沢城址の北東にあり、市内を流れる浅野川の北に位置する。保存地区の西側には、国道359号(旧北国街道)が南北に通じ、その東側には卯辰山の丘陵が広がる。

その山裾に向かって東西に街路が幾筋も伸び、その突き当たりあるいは街路沿いに寺社が配され、東西の街路を南北につなぐ細街路が巡る中、寺社と町家が渾然一体となって特徴的な景観を見せている。

保存地区内には、39の寺社、及び約800の町家等の建築物が存在している。

ウ 保存地区の特徴

保存地区には、寺院の集積する区域、町家が集積する区域、寺院群形成時とほぼ同時期に旧北国街道に平行して町建てされ材木問屋が集積していた旧木町、観音院の門前町として賑わいを見せた旧観音町を含み、それぞれに特徴的な景観を見せる。

卯辰山麓に広がる寺院群は傾斜地に立地し、その数は、地区外を含め49を数える。旧北国街道から山麓に向かう突き当たりの街路構造を基本とした町割りが特徴で、その突き当たりやさらに奥に数ヵ寺ごとに、ある程度の宗派のまとまりを見せながら寺院が配置されており、その形態が今も色濃く残る。

街路は傾斜のある地形により曲折し、街路に沿って連続する築地塀に囲まれ寺院が不規則に立地し、また突き当たりには石段を構えた寺院が立地している。山門は低く塀も低い。

この保存地区は、高低差のある区域一帯に寺院が群となるよう意図的に集積され、城下町金沢の中でも特徴的な寺院群のたたずまいを残す地区で、小路に面して寺院と町家が混在し、複数の山門が一度に視界に入り、小路の突き当たりの石段上に山門が建つなど、その景観は独特の雰囲気がある。直線的な道路に沿って寺院が建ち並ぶといった近世城下町に見られる配置ではなく、不規則に配置された寺院群は全国的にも希少である。

エ 伝統的建造物群の特徴

保存地区は、これまでに弘化3年(1846)の大火を最後に4度の大火に見舞われているが、地割については延宝期の金沢城下図に描かれる敷地の形状が現在まで全体的に良く残っている。

寺地については、旧北国街道から山腹に伸びる街路の突き当たりに位置する寺院群形成時の初期段階で拝領地として与えられた寺地と、街路脇に立地する一部の拝領地や地子地としての寺地とに大別できる。明治・大正期の「寺院明細帳」によれば、前者は敷地規模が約1,100坪(宝泉寺)から約3,000坪(蓮覚寺(元如来寺))と大規模であり、後者は約400坪(妙正寺)から約800坪(妙応寺)と前者に比較して規模がひと回り小さい。

寺社以外の敷地形状は、金沢市内に多く見られる町家と同じく間口が狭く奥行きが深い形式が大半で、間口は3.6メートル(2間)から9メートル(5間)までである。これらの宅地は、通りを挟んで両側に向かい合って町を形成している。

オ 伝統的建造物の特徴

伝統的建造物の寺院建築については切妻造・平入型が寺院本堂の7割以上を占める。これは寺町台寺院群の5割、小立野寺院群の4割強と比較して多い。大半は大正期以降に屋根を板葺きから瓦葺きに改めた際に棟上げ工事を行ったものか、近代以降建て替えられたものであるが、中には板葺き石置き屋根の名残を残した勾配の緩やかな平入形式の本堂も見られる。

一方、金沢市内の寺院本堂において江戸中期から見られる形式である切妻造・妻入型も見られる。加賀能登地方の武家住宅や農家に見られる「アズマダチ(大型の切妻妻入屋根を持つ形式)」と同じく、正面の妻面を大きく見せ妻飾りとして梁を何段にも重ねるもので、その下

に底を付け入口には向唐破風造の式台玄関を設ける。保存地区内には5棟の切妻造・妻入型の寺院があるが、いずれも妻面の意匠を凝らし寺院本堂としての風格を備える。

寺院本堂の平面形式は、左右に連続する3室を前後2列、合計6室配した形式の方丈型がほとんどを占める。前室の前には、幅1間から2間の広縁を設ける。日蓮宗系寺院では中央前後2室を深い内陣とし、禅宗系寺院では前室3室の建具や小壁を除いて空間的に一体化する方向に進むなど、その使用方法に宗派の違いが現れている。

また、勧請神、勧請仏を祀る建物を本堂に接続して一体化した複合型本堂も見られる。本堂と附属堂を切妻平入の一連の屋根に納め、間口の広い本堂正面に2つの向拝が並ぶ。この複合型本堂では、本堂より附属堂の方をより装飾的に扱う傾向が見られる。これは、現世利益を求める庶民信仰を中心に発達した卯辰山麓寺院群の特性をよく現すものである。

本堂や本殿の向きは、前面道路に影響されるためあまり統一性は見られないが、卯辰山を背後におよそ西面するものが多い。

庫裏は、戦後から現在までに近代化された住宅に建て替えられたものが大半を占める。旧来の姿は図面や写真が残るもののみ、当時の様子が窺われるが、庫裏の2階に鐘楼を設けるなどして屋根の上に小屋根を乗せていた例が、妙泰寺と光覚寺で確認できる。庫裏の本堂との関係で見ると、敷地の形状に影響されるため庫裏の配置に際だった傾向は見られないが、方丈型本堂では庫裏に近い側が下手となり、その後室が座敷に当てられ、遠い側が上の間となって勧請神などを祀る。

山門は、薬医門が最も多く高麗門も一部で見られる。規模は全体的に小さく、円光寺、全性寺には楼門が見られるが、共に高さが抑えられている。

保存地区における寺院本堂の特徴は、切妻造・平入型の外観で方丈6室型の平面を持つ形式が宗派の違いを超えて大半を占めるという形式の統一性である。これは、屋根の積雪対策や、度重なる火災による本堂の焼失により簡素で仮設的な本堂再建の結果によるものと思われる。

神社建築については、保存地区には2社が存在しいずれも明治以降の再建である。拝殿、幣殿、本殿を接続する複合型社殿であることや、本殿がともに一間社であるなど、近代の神社建築の特徴を良くあらわしている。

寺社以外の伝統的建造物の建築は、切妻造・平入型で棧瓦葺とする町家形式のものが大半を占める。かつての板葺き石置き屋根の勾配を残し、金属板葺きとするものも見られる。

町家の古い形式である2階階高の低いものが全体の3割を占める。数は少ないが平屋建も見られる。正面意匠については、軒先の葺き板が風でまくれ上がるのを防ぐために付けられた軒先の横板である「カザガエシ」、底下には「サガリ」と呼ばれる風雨をしのぐための横板が付き、玄関入口には潜り戸のある「大戸」が付くものも見られる。1階表に格子の付くものには、竹簾を竪棧に横張りした「スムシコ」と呼ばれるものや、棧の幅や間隔が極めて細い「キムスコ」と呼ばれる加賀格子を残す町家も見られる。2階正面開口部においても「古格子」「長押」「出窓」などの伝統的な意匠が多く残る。

また、軒の支持構造として、「腕木支え」「登り梁」「せがい」「二重せがい」などの伝統的な構造が良く残り、軒裏の意匠として印象づけられる。

保存地区内の町家には総じて、袖卯建、軒裏の意匠、2階正面開口部の意匠など、金沢におけるそれぞれの時代の町家の特徴を良くあらわしたものが多く残る。江戸後期までの「低町家(軒高4.3mまで)」から、明治後期から昭和戦前期にかけての「高町家(軒高5.0m以上)」まで、時代を経るに従い2階の階高が高くなっていく変遷を見て取ることができる。(「低町家」「高町家」の分類は、『金沢市史資料編建築・建設』に準じた。)

また、少数ではあるが町家形式以外の建築物も見られる。正面意匠は町家形式とほとんど変わらない構成ながら、建物は道路境界線からセットバックして塀と前庭空間を設けているもの、入母屋屋根の玄関部を前面に突出させたもの、切妻妻入りのアズマダチのもの、入母屋妻入りの2階大屋根の上にさらに3階の入母屋屋根を重ね堂々とした風格を持つものなど、数は少ないが存在感のある建築物が残る。

工作物は、保存地区の起伏に富んだ地形の特徴から石積擁壁が多く見られる。石の積み方の違いにより、割石乱積み、割石整層積み、割石谷積み、亀甲積み、切石整層積み、間知石整層積み、玉石谷積み等様々な石積擁壁が見られ、それぞれ特徴的な表情を持つ。特に寺院が集中的に立地している七面小路や妙見小路には境内境としての土塀石積みが連続して残り、寺院群としての歴史的風致を形成している。寺社以外では、延宝期の金沢城下図に描かれる旧明王院跡の石積擁壁が残る。上部と中間部は、築造後に少なくとも2度の改修がなされているが、下部については当時の遺構を一部残している。

参道としての石段については、宝泉寺、宗龍寺、本蔵寺、誓願寺、真成寺、全性寺、本法寺などに歴史的な価値の高い石段が残る。石段に用いられている石の種類は、赤戸室石や笏谷石などの加賀や越前の地場石材が多く見られる。

土塀や板塀については、古い遺構を残すものは少ないが、広昌寺正面と、宗龍寺山門脇などに一部藩政期の築地塀が残る。

石造物は、慈雲寺に江戸前期の石廟及び内部の宝篋印塔が安置されており、市有形文化財に指定されている。また、門前には江戸時代中・後期の常夜灯や題目、名号を刻んだ石塔などが残る。

環境物件は、寺社境内に残る樹木、山麓の地形を生かし背後の自然を借景にして作庭された庭園などが見られる。江戸初期作庭と推定される心蓮社庭園は築山池泉庭園で、市名勝に指定されている。

水系については、延宝期の金沢城下図からは、保存地区内に6本の河川、水路が確認できるが、その中でも宇多須神社横を流れる矢の根川、油木小路脇を流れる水路、旧北国街道沿い町家と蓮覚寺、妙泰寺、蓮華寺との間に流れる水路が開渠の範囲が広く、石積み護岸の遺構が多く残る。

(令7告示 一部改正)

(2) 保存の基本計画

ア 保存に関する基本的な考え方

保存地区は、延宝期(1673～1680)の金沢城下図による寺社地、地子地、一部本町の範囲を基本とし、藩政期からの細街路や町割が色濃く残り、特徴的な地形の中に寺院群と歴史的に関係が深い寺社及び町家等が集積する地区である。

しかしながら、近年の急激な社会情勢、市民生活の変化と地区内の建築物等の老朽化によって、このまちなみも少しずつ変化してきている。このような現状から、保存地区の歴史的風致の維持及び形成を図るため、保存地区の景観を特徴づけている伝統的建造物群を構成している伝統的建造物及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境物件を保存する。伝統的建造物については、保存地区内の道路等から通常望見できる範囲の外観を主として保存する。

また、地区住民と行政が一体となって、生活の快適性の確保と防災機能の向上を図りながら、保存地区の町割を保存しつつ、伝統的建造物群の管理、修理、修景、復旧事業を行う。

この保存地区の伝統的建造物群は、金沢市にとって極めて貴重な文化遺産と認められるもので、市民の理解と協力のもと、この保存地区の伝統的建造物とその歴史的環境を後世に伝

えるとともに、健全な住環境の整備に努め、併せて金沢市の文化的向上を図るものとする。

イ 保存計画の概要

保存地区の特性の保存及び形成のため、保存地区の地割及び各敷地の利用形態を保存し、建築物については主としてその外観を保存する。

このため、保存を要する物件を別項のとおり定め、伝統的建造物の修理及び伝統的建造物以外の建築物等の修景を行い、環境物件の復旧又はその他の土地及び自然物の修景を行う。

また、防災設備その他の管理施設を設置し、環境の整備を行うものとする。

この目的を達成するため、市自ら事業を実施するとともに、所有者等が行う事業に補助することができるものとする。

3 保存地区内における伝統的建造物及び環境物件の決定

(1) 伝統的建造物

保存地区における伝統的建造物の決定基準は次のとおりとする。

ア 建築物

伝統的建造物のうち、建築物は昭和25年以前に建築され、伝統的様式、伝統的構法、伝統的材料で造られているもので、地区の歴史的景観を構成する寺院の本堂、庫裏、山門、鐘楼、神社の本殿、拝殿、その他境内の建築物、及び町家その他の歴史的意匠を遺す建築物の主屋及びそれに附属する建築物(別図第2-1～4及び別表第1のとおり)

イ 工作物

伝統的建造物群の特性を維持していると認められる工作物(別図第3-1～4及び別表第2のとおり)

(2) 環境物件

伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要があると認められる土地及び自然物(別図第4-1～3及び別表第3のとおり)

4 保存地区内における建築物等の保存整備計画

(1) 保存整備の考え方

保存地区内では、比較的良好に保存活用されている建築物等が多いが、不適切な改造、経年による老朽化や破損等も見られる。しかし、これらの大多数は、適切な修理及び修景を施すことにより、地区にふさわしい姿に回復できる可能性を持っている。このような現況にあって、建築物等の保存整備に当たっては、藩政期の町建て当時の地割に現在も寺社及び町家等が集積する地区の特性に応じ、伝統的建造物については保存のための修理を行うとともに、その他の建築物等については適切な修景を実施することにより、地区の持つ歴史的風致の維持、回復に努める。また、保存修理に際して構造耐力上必要な部分を補強し及び修理し、耐震性能の向上を図るよう努める。

環境物件にあってはその保存及び復旧を図るとともに、環境物件以外の自然物等にあっては必要に応じて適切な修景を実施する。

(2) 保存整備計画

ア 伝統的建造物については、主としてその外観を維持するため、別表第4に定める「修理基準」により修理を実施するものとする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等については、保存地区の伝統的建造物群の特性と調和するよう、別表第5に定める「修景基準」により修景を実施するものとする。また、保存地区の歴史的風致と調和を図るため、別表第6に「許可基準」を定める。

ウ 環境物件として特に定めた土地及び自然物については、保存地区の歴史的風致を維持するものとして保存し、必要に応じて復旧する。また、環境物件以外の自然物等にあつては、新たに歴史的風致の形成に寄与するための修景を実施するものとする。

エ これらの修理及び修景の基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を守り育てるとともに、保存地区の特性を生かした生活環境の整備に努める。

5 保存地区内における建築物等及び環境物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

条例第9条の規定に基づき、次の経費の一部を補助する。このため、金沢市伝統的建造物群保存地区に関する補助金の交付要綱を別に定める。

ア 伝統的建造物の修理事業のうち、伝統的建造物群の特性を維持するために必要な外観及び屋根の修理に要する経費

なお、伝統的建造物の構造耐力に関わる主要な部分について必要があると認められる修理及び防災上構造耐力を増すために必要があると認められる補強に要する経費については、これを含めることができる。この場合において、構造耐力に関わる主要な部分とは、基礎、耐力壁(内部の表面仕上げを除く。)、柱、小屋組、土台、床組及び横架材(はり、けたその他これらに類するものをいう。)とする。

イ 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築若しくは移転又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更のうち、保存地区の特性と調和するために必要な外観及び屋根の修景に要する経費

ウ 環境物件の復旧事業又は環境物件以外の修景事業のうち、保存地区の歴史的風致を維持するために必要があると認められる事業に要する経費

エ 建築物及び環境物件の保存を図るために必要な管理等に要する経費

オ 保存地区の保存を目的とする住民等の団体による活動に要する経費

(2) 物資の提供等

保存地区の保存に関し必要があると認められる場合には、物資を提供し、又はあつ旋することができる。

(3) 資金の融資

別に定める要綱に基づき、保存地区内における景観保全に要する資金を融資する。

(4) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持し、及び形成するため、修理、復旧、修景等に係る設計相談その他の必要な技術的援助を行う。

(5) 固定資産税等の軽減

保存地区内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減を図る。

6 保存地区の保存のため必要な施設及び設備並びに保存地区の環境の整備計画

(1) 管理施設等

ア 管理施設

保存地区の住民と来訪者の便宜及び保存地区に関する歴史資料等の保存と活用を図ることによって保存地区についての理解を深めることに資するための拠点となる施設を設置する。

イ 標識及び案内板等

保存地区内の適切な管理や、歴史的価値に対する知識を深めるための標識、説明板、案内板等を適切な箇所に設置する。なお、案内板等のデザインについては、歴史的風致と調和したものとする。

(2) 防災施設等

保存地区では防災計画を策定し、火災の早期発見、初期消火、延焼防止等を目的とした防災施設を整備するとともに、避難路の確保、建築物等の構造補強等を進める。また、保存地区内の住民による自主的な防災活動を奨励し、防災意識の啓発と初期消火等の充実を図る。

ア 防災計画の策定

保存地区における総合的な防災計画を早期に策定し、火災及び大規模地震並びに風水害等の災害に対する安全性の向上を図る。

イ 初期消火設備の整備

初期消火及び延焼防止を目的として、防災計画に基づき、各戸への消火器の設置を促進するとともに、住民による操作が可能な易操作型消火栓、防火水槽等を適切な箇所に整備する。

ウ 警報設備の整備

火災等の早期発見を目的として、各戸に警報装置、報知設備、防犯設備等を必要に応じて設置するとともに、通報訓練を常時計画的に実施する。

エ 防災広場の整備

災害時における住民の避難場所や防災活動の拠点として、保存地区内の適切な箇所に防災広場を整備する。併せて、耐震性の防火水槽や防災備蓄倉庫等を整備する。

オ 緊急車両の進入

非常時における緊急車両の進入については、保存地区の特徴である細街路網の形態に配慮し、効果的な消火活動をおこなうことができるよう、日常的に道路上の障害物（違法駐車車両、雪、樹木の枝等）を排除すること等に努める。

カ 建築物等の耐震補強

伝統的建造物の修理に合わせて、可能な限り構造耐力に関わる主要な部分の補強を行い、耐震性能の向上を図る。

キ 除雪対策

冬期積雪時に発生した災害時に、住民等が安全に避難場所へ避難できるよう、機械除雪路線の延伸や格上げにより、街路の除雪を強化するとともに、町会単位で小型除雪機械を配備する。

また、特に独居高齢者など自ら除雪することが困難な住民に対しては周辺住民が協力して除雪するなど、地域の連携体制を確立する。

ク 自主防災活動

保存地区内に、住民による自主防災団体を組織し、防火パトロール、防災訓練、防災知識の普及及び消火設備、警報設備等の操作の習熟、点検等に努める。

(3) 環境の整備等

保存地区の歴史的価値を損なうことなく、伝統的な町並みに調和した環境整備を実施することで、生活基盤の充実を図り住環境の向上に努める。

ア 道路施設

保存地区内の道路形態は、保存地区の価値を表象するものであるため保存に努めることとし、その整備にあたっては履歴を考慮した内容とする。路面の舗装、側溝の改良に当たっては、保存地区の履歴を考慮した工法、材料等を用いることとし、歩行者の安全性に配慮した整備を進め、歴史的風致の維持・回復に努める。

イ 電柱・架線等

電柱・架線等については、移設、埋設による整理を基本とした整備に努めることとし、主要な道路においては電柱・電線類の無柱化を行う。

ウ 空地

保存地区内にある空地は、建築物や塀等の新設による修景を促進し、歴史的風致の維持を図る。また、来訪者のための駐車場の設置については、保存地区周辺において整備に努める。

エ 屋外広告物

屋外広告物については、保存地区の歴史的風致を損なわないものとし、独立した看板等については原則として設けない。

オ 交通

保存地区内への不必要な車両の進入を防ぐことに努める。また、住民や来訪者の利便性を

確保するため、公共交通の充実を図る。

(4) 周辺地域との連携

保存地区周辺には、東山ひがし伝統的建造物群保存地区、主計町伝統的建造物群保存地区をはじめとして、旧御歩町こまちなみ保存区域など伝統的なまちなみが多く残り、歴史的風致を形成している。

今後、周辺地域一帯において、保存地区と調和のとれた歴史的景観をいかしたまちづくりの推進を図る。

7 保存地区内の建造物の活用

(1) 伝統的建造物の公開

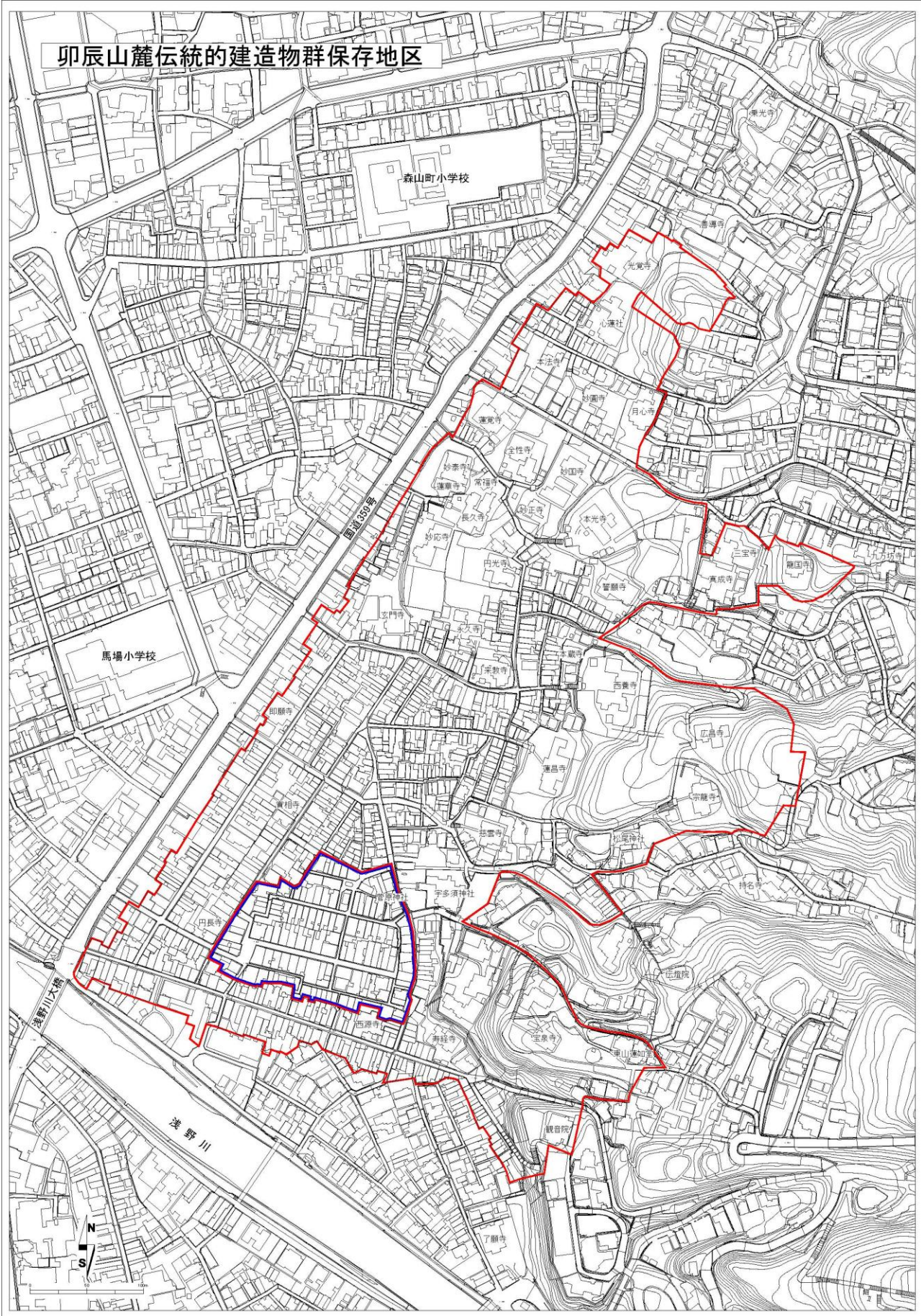
地区内の伝統的建造物の多くは民間所有であるが、特に修理を実施した建造物については公開に関して協力を求め、時間や公開部分を限定しつつも広く一般公開することに努める。

(2) 空き家対策

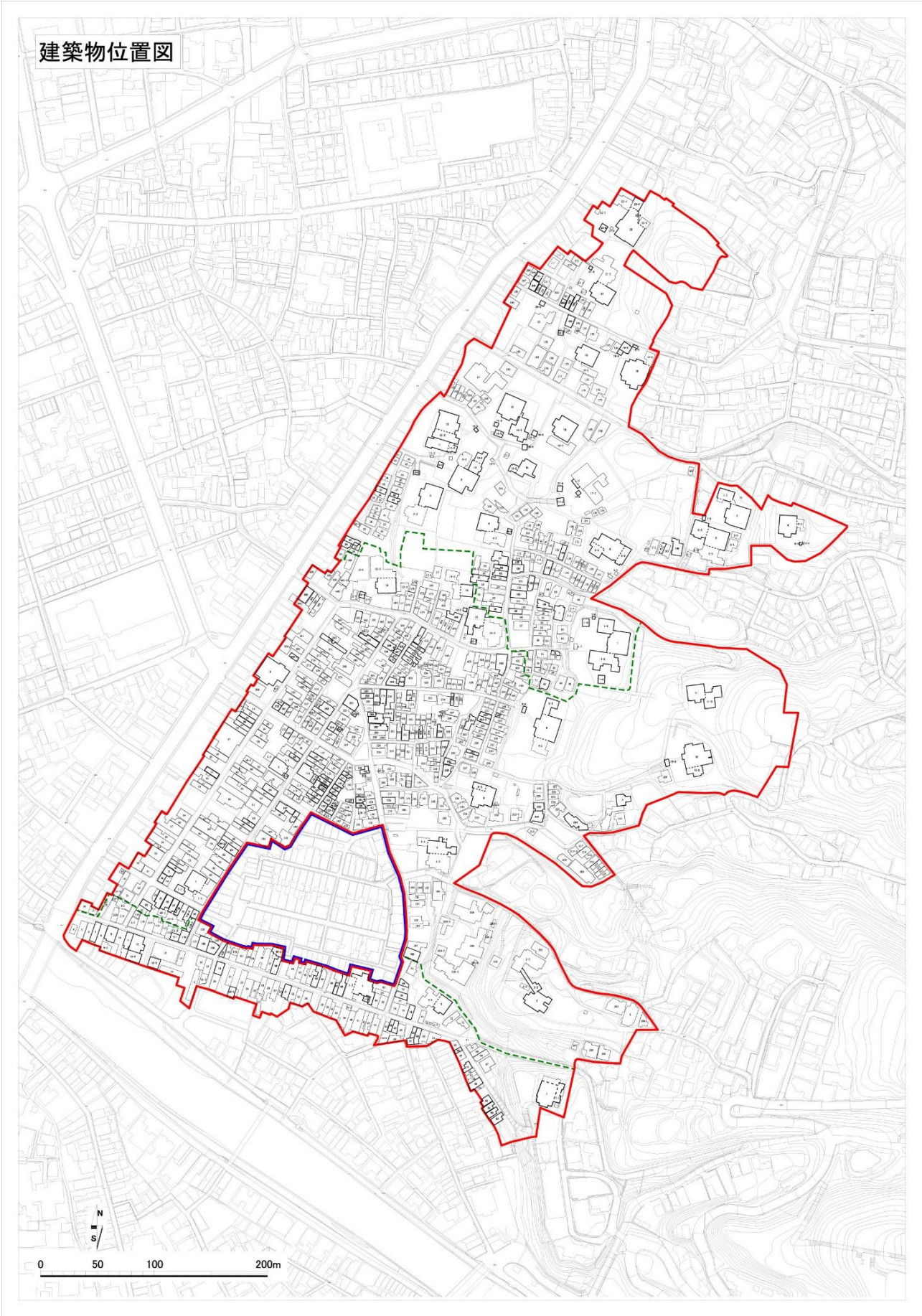
住民の高齢化や後継者の郊外流出等に伴い空き家となる建築物については、賃貸や売買に関する流通を促進し、新たな居住者等を保存地区内に呼び込むことにより建築物の保存・活用に努める。

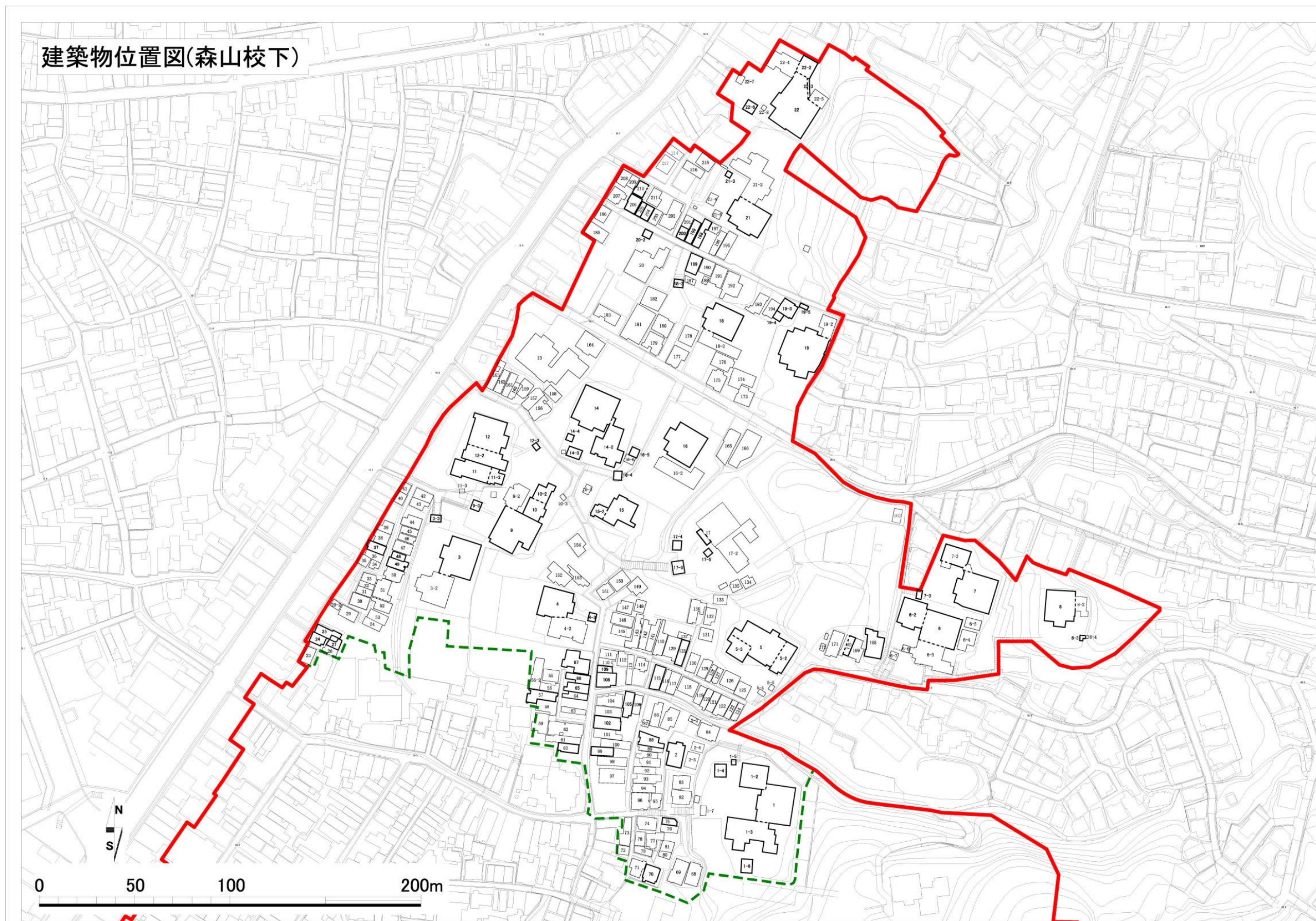
別図第1 保存地区の範囲

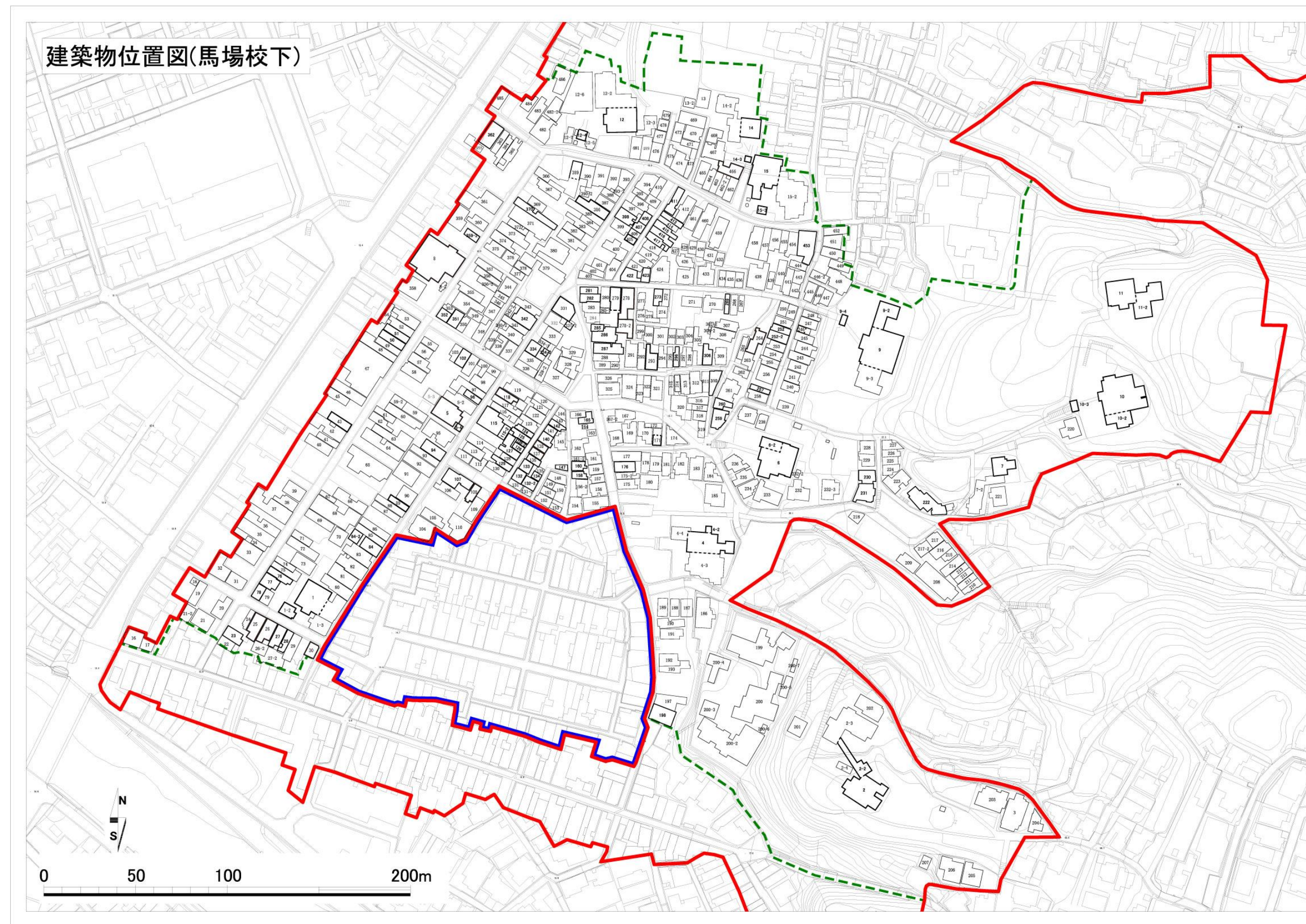
 保存地区



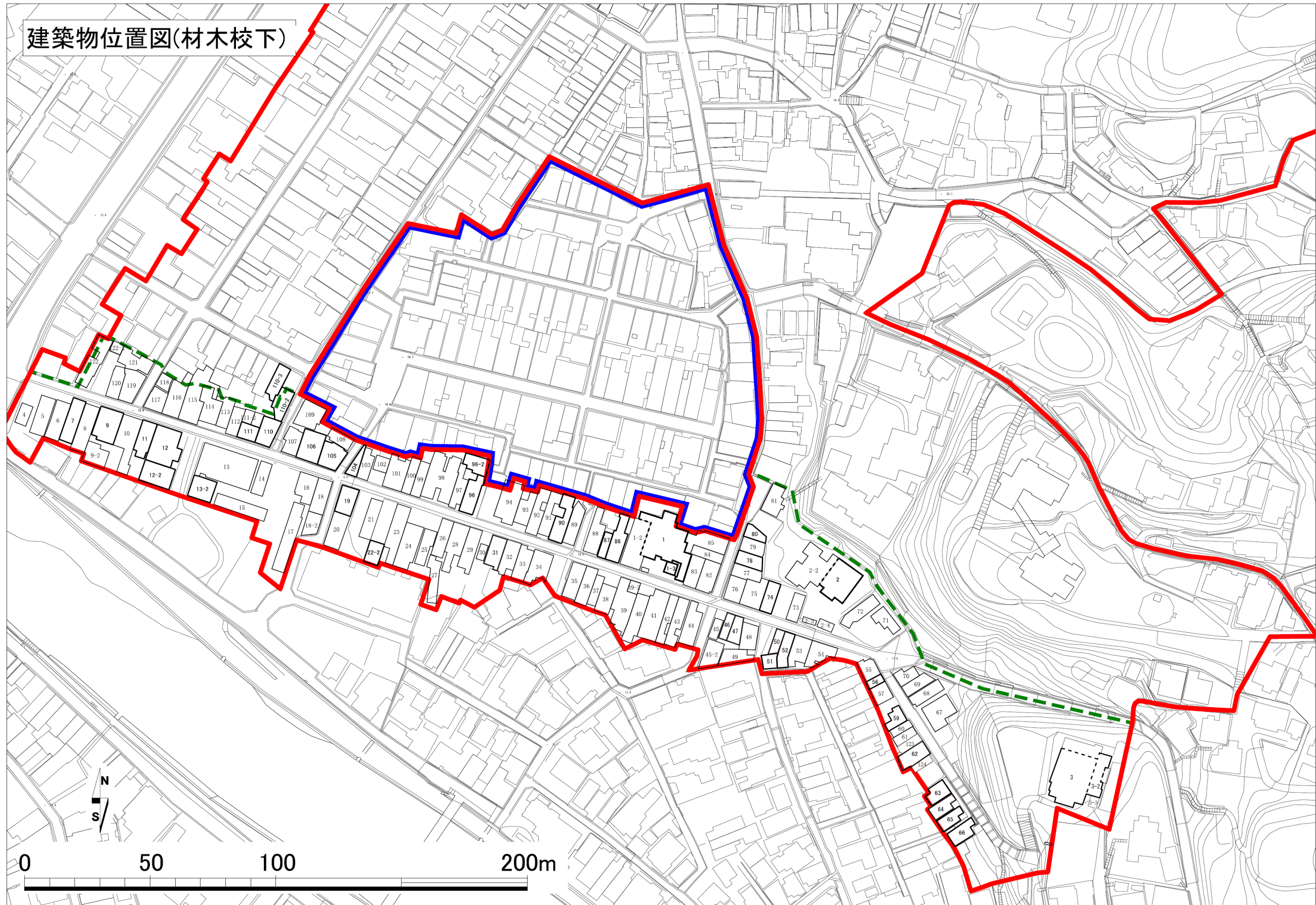
別図第 2－1 伝統的建造物（建築物）に係る図面（全体）



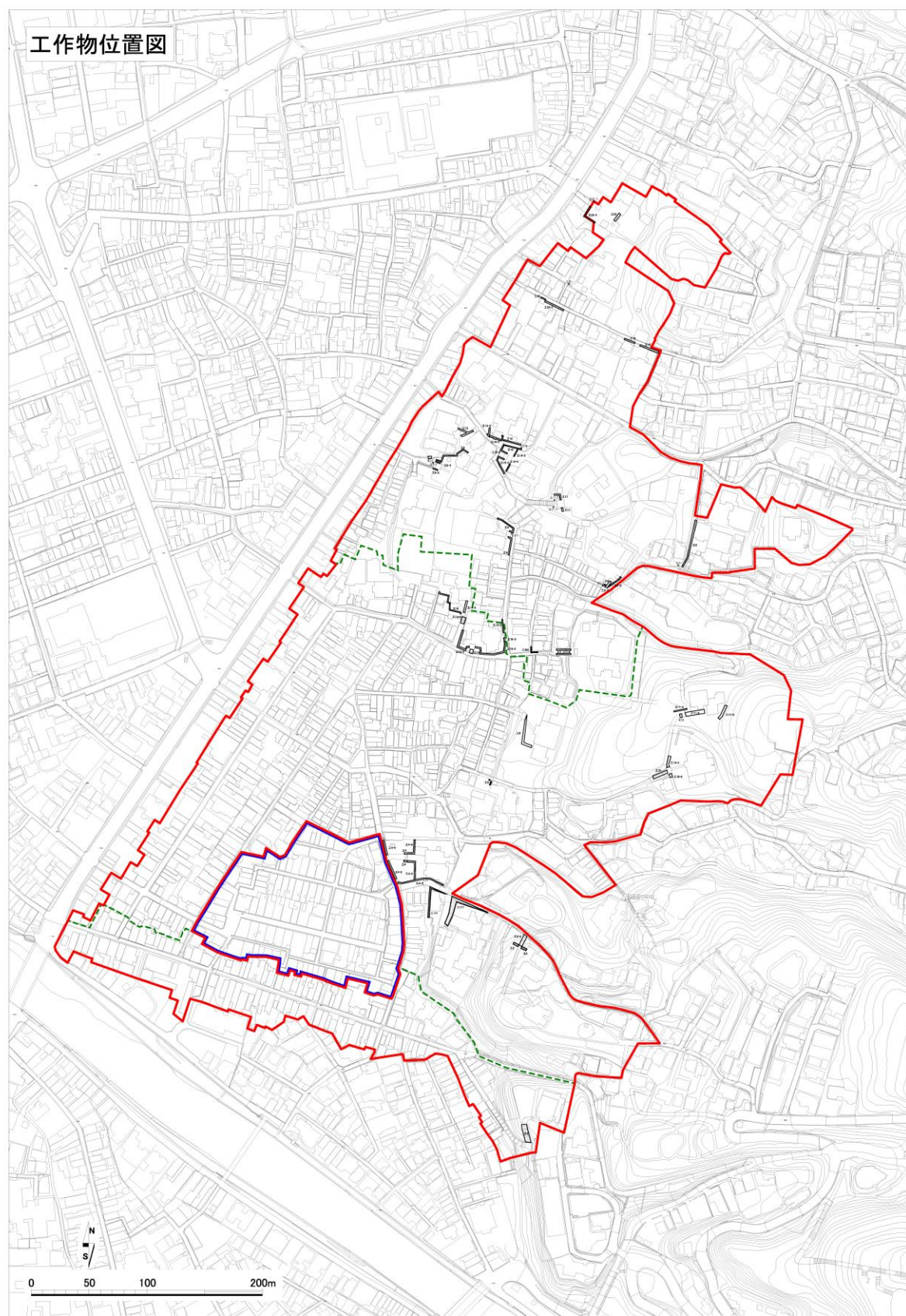


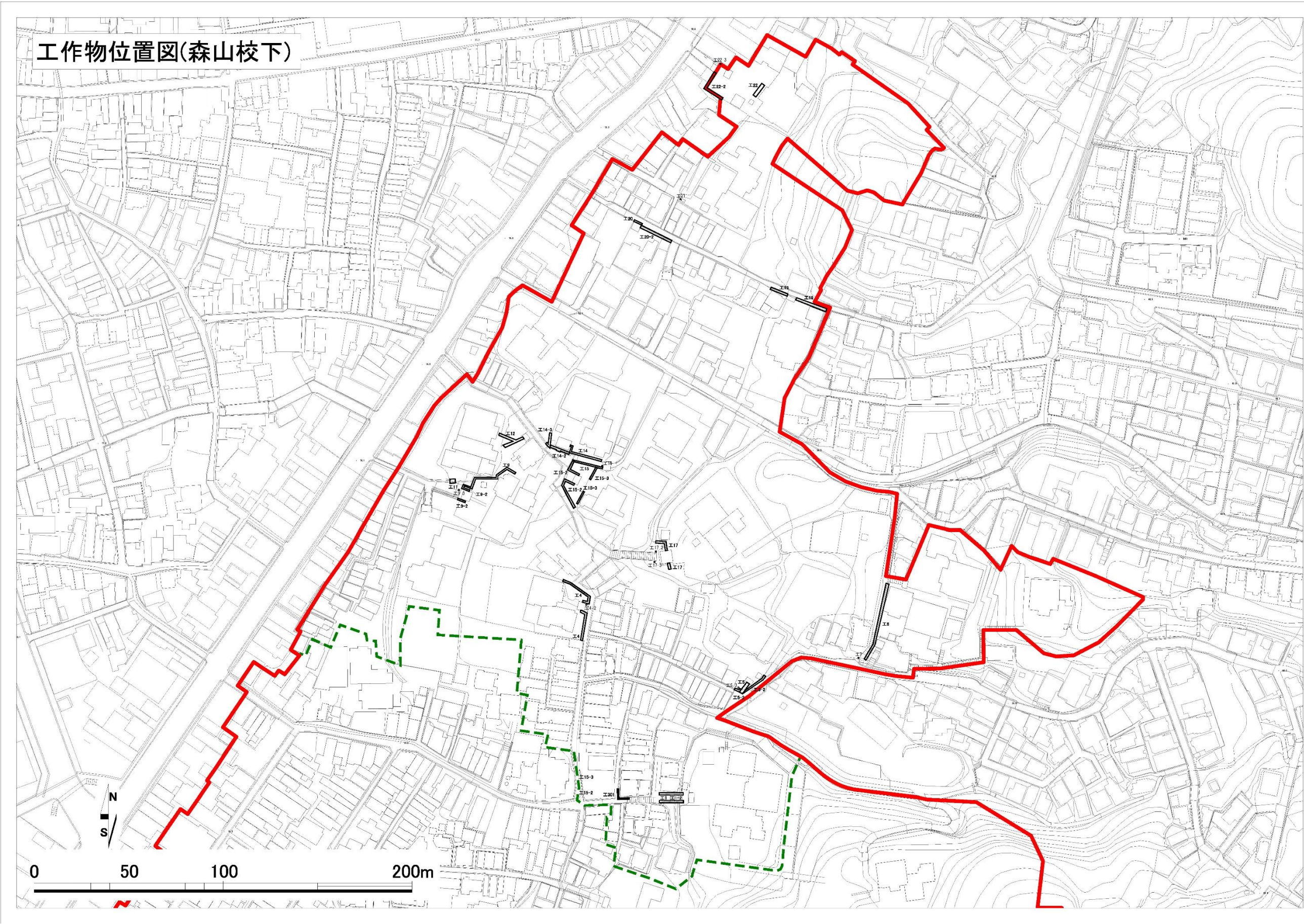


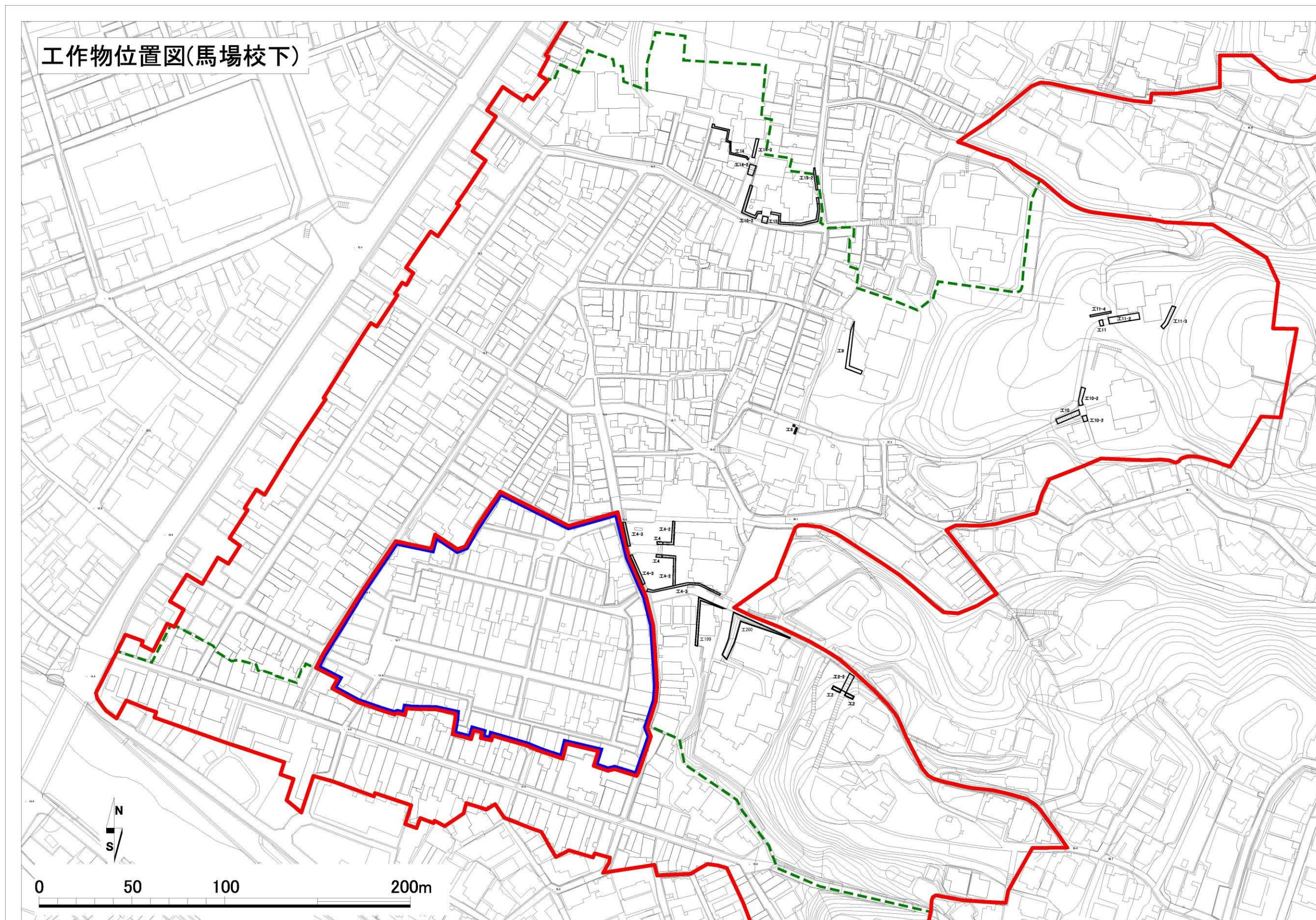
別図第 2－4 伝統的建造物（建築物）に係る図面（材木校下部分）

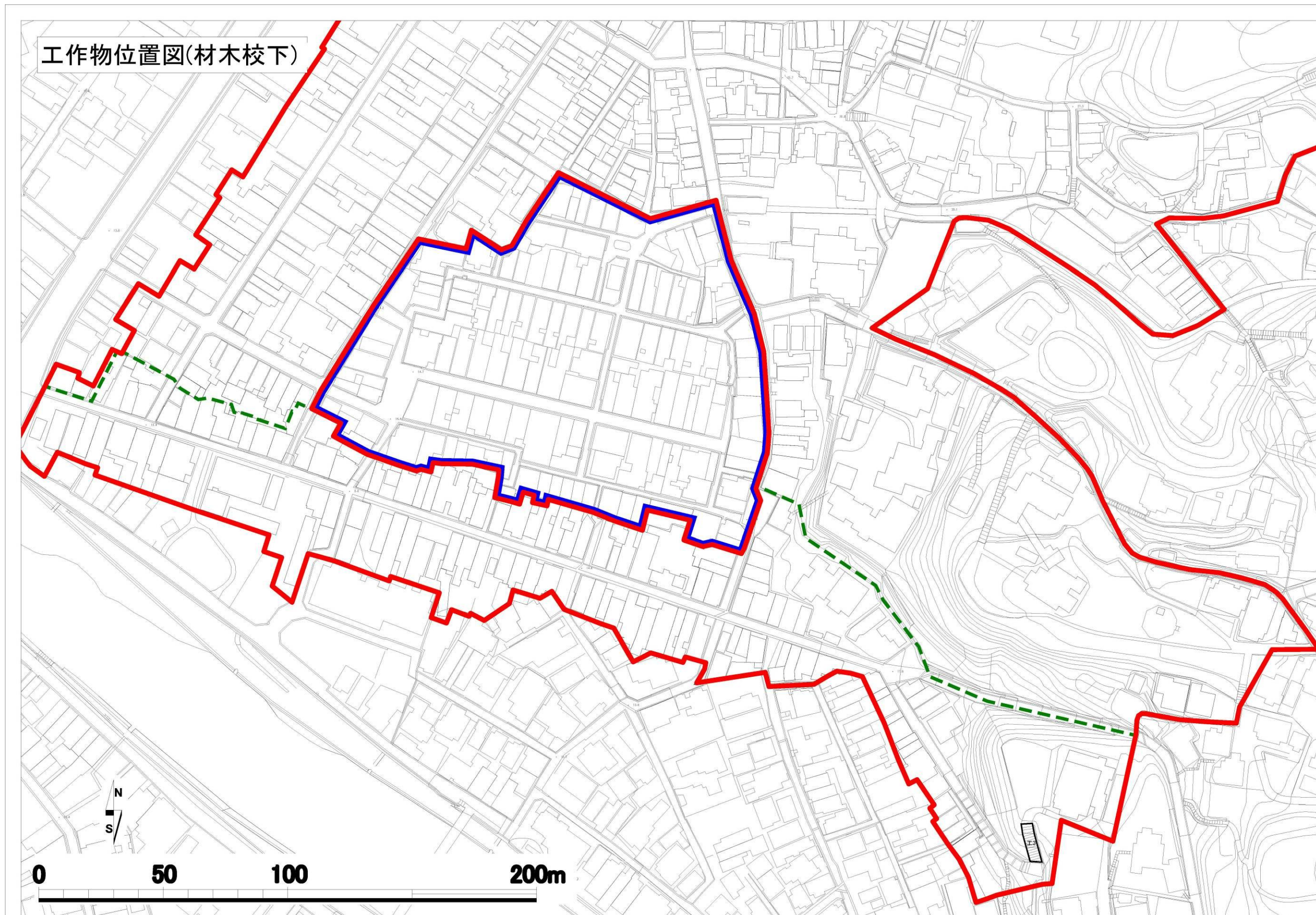


別図第3－1 伝統的建造物（工作物）に係る図面（全体）

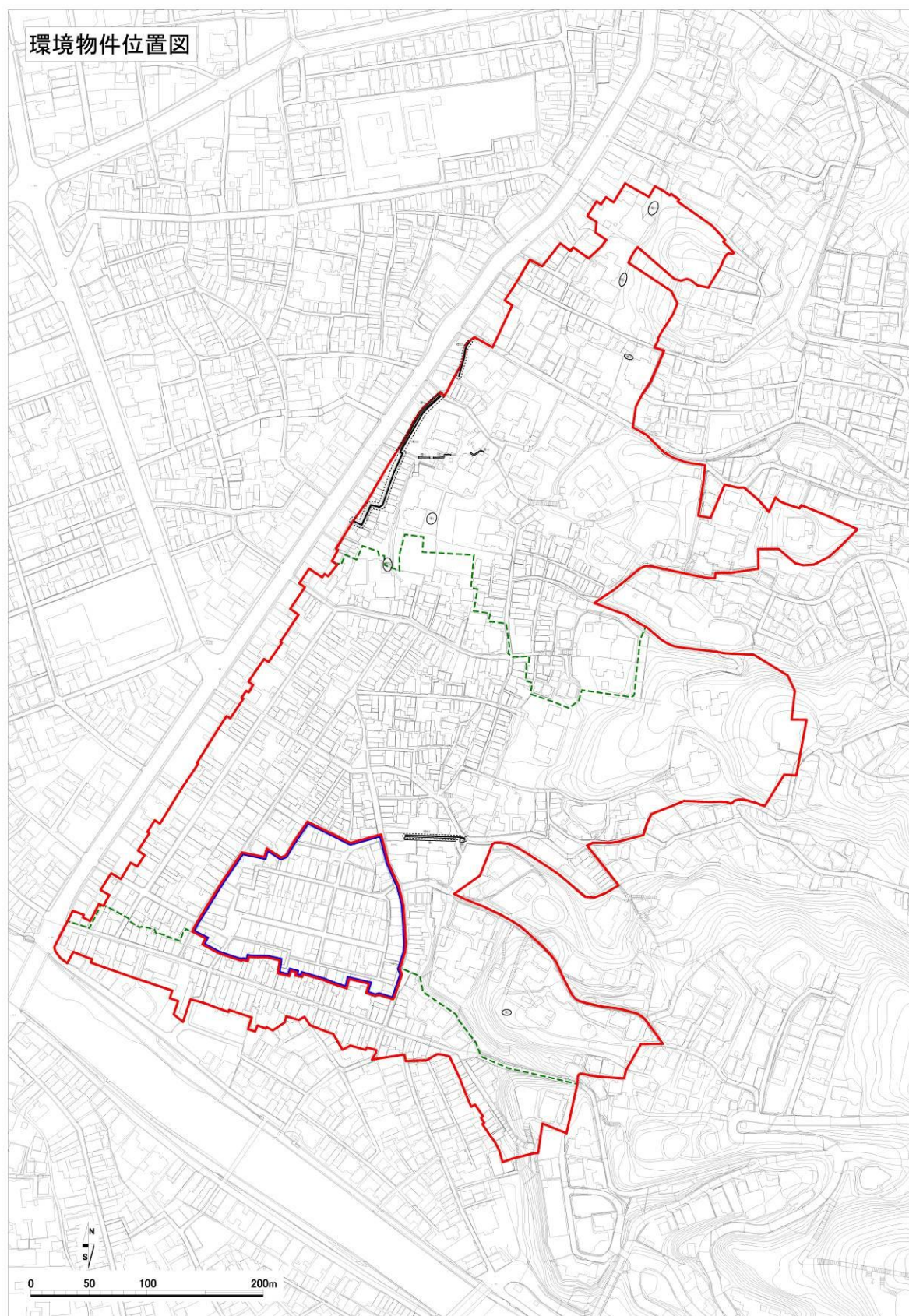


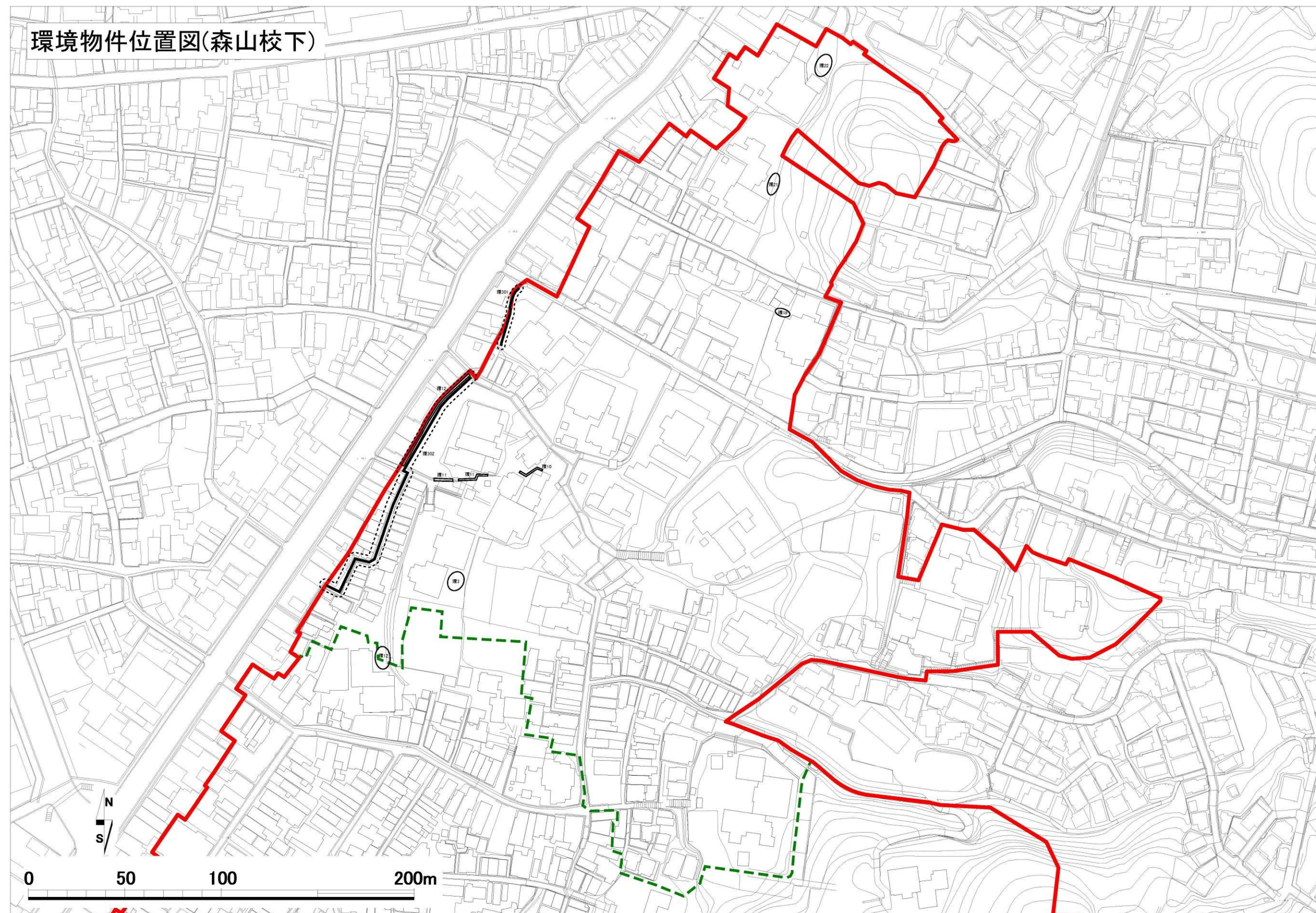


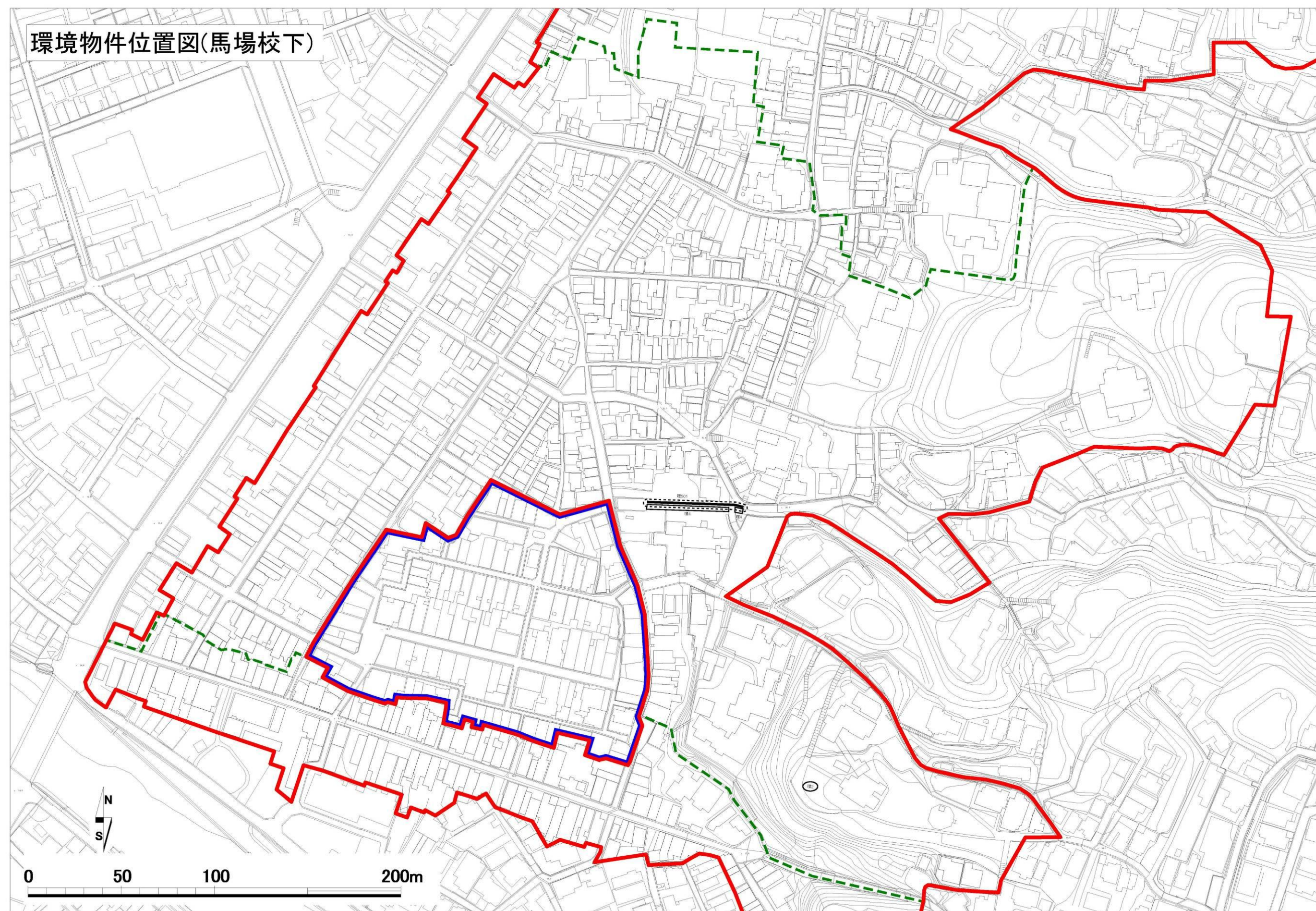




別図第4－1 環境物件の位置及び範囲に係る図面（全体）







別表第1 建築物

M：森山校下 B：馬場校下 Z：材木校下

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	M1	本堂	1棟	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
2	M1-2	聖天堂	1棟	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
3	M1-3	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
4	M1-4	鐘楼	1棟	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
5	M1-5	稲荷社	1棟	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
6	M1-6	土蔵	1棟	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
7	M3	本堂	1棟	金沢市東山2丁目14番59号(妙応寺)	
8	M3-3	山門	1棟	金沢市東山2丁目14番59号(妙応寺)	
9	M4	本堂	1棟	金沢市東山2丁目14番8号(円光寺)	
10	M4-3	山門	1棟	金沢市東山2丁目14番8号(円光寺)	
11	M5	本堂	1棟	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	
12	M5-2	弁天堂	1棟	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	
13	M5-3	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	
14	M6	本堂	1棟	金沢市東山2丁目25番73号(真成寺)	
15	M6-2	鬼子母神堂	1棟	金沢市東山2丁目25番73号(真成寺)	
16	M7	本堂	1棟	金沢市東山2丁目25番5号(三宝寺)	
17	M7-3	山門	1棟	金沢市東山2丁目25番5号(三宝寺)	
18	M8	本堂	1棟	金沢市東山2丁目25番72号(龍国寺)	
19	M8-3	友禅堂	1棟	金沢市東山2丁目25番72号(龍国寺)	
20	M9	本堂	1棟	金沢市東山2丁目14番60号(長久寺)	
21	M9-3	山門	1棟	金沢市東山2丁目14番60号(長久寺)	
22	M10	本堂	1棟	金沢市東山2丁目14番11号(常福寺)	
23	M10-2	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目14番11号(常福寺)	
24	M11	本堂	1棟	金沢市東山2丁目17番1号(蓮華寺)	
25	M11-2	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目17番1号(蓮華寺)	
26	M12	本堂	1棟	金沢市東山2丁目17番15号(妙泰寺)	
27	M12-2	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目17番15号(妙泰寺)	
28	M12-3	山門	1棟	金沢市東山2丁目17番15号(妙泰寺)	
29	M14	本堂	1棟	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	
30	M14-2	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	
31	M14-3	山門	1棟	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	
32	M14-4	手水屋	1棟	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	
33	M15	本堂	1棟	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	
34	M15-2	庫裡	1棟	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	
35	M16	本堂	1棟	金沢市東山2丁目18番9号(妙国寺)	
36	M16-4	山門	1棟	金沢市東山2丁目18番9号(妙国寺)	
37	M16-5	大黒堂	1棟	金沢市東山2丁目18番9号(妙国寺)	
38	M17	本堂	1棟	金沢市東山2丁目19番43号(本光寺)	向拝のみ

39	M17- 3	山門	1 棟	金沢市東山 2 丁目 19 番 43 号(本光寺)	
40	M17- 4	鐘楼	1 棟	金沢市東山 2 丁目 19 番 43 号(本光寺)	
41	M17- 5	手水屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 19 番 43 号(本光寺)	
42	M18	本堂	1 棟	金沢市山の上町 1 番 36 号(妙圓寺)	
43	M18- 3	山門	1 棟	金沢市山の上町 1 番 36 号(妙圓寺)	
44	M19	本堂	1 棟	金沢市山の上町 1 番 43 号(月心寺)	
45	M19- 3	茶室	1 棟	金沢市山の上町 1 番 43 号(月心寺)	暁雲亭
46	M19- 4	茶室	1 棟	金沢市山の上町 1 番 43 号(月心寺)	直心庵
47	M19- 5	山門	1 棟	金沢市山の上町 1 番 43 号(月心寺)	
48	M20- 2	山門	1 棟	金沢市山の上町 1 番 34 号(本法寺)	
49	M21	本堂	1 棟	金沢市山の上町 4 番 11 号(心蓮社)	
50	M21- 3	鐘楼	1 棟	金沢市山の上町 4 番 11 号(心蓮社)	
51	M22	本堂	1 棟	金沢市山の上町 5 番 1 号(光覚寺)	
52	M22- 2	書院	1 棟	金沢市山の上町 5 番 1 号(光覚寺)	
53	M22- 3	渡り廊下	1 棟	金沢市山の上町 5 番 1 号(光覚寺)	
54	M22- 6	鐘楼	1 棟	金沢市山の上町 5 番 1 号(光覚寺)	
55	M24	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 46 号	
56	M25	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 46 号	
57	M27	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 45 号	
58	M37	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 16 番 15 号	
59	M48	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 54 号	
60	M49	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 53 号	
61	M65	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 12 号	
62	M66	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 12 号	
63	M67	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 11 号	
64	M70	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 32 号	
65	M88	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 39 号	
66	M102	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 13 番 5 号	
67	M105	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 13 番 8 号	
68	M108	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 20 番 1 号	
69	M109	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 20 番 1 号	
70	M189	主屋	1 棟	金沢市山の上町 1 番 37 号	
71	M198	主屋	1 棟	金沢市山の上町 4 番 9 号	
72	M199	主屋	1 棟	金沢市山の上町 4 番 9 号	
73	M200	主屋	1 棟	金沢市山の上町 4 番 9 号	
74	M57	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 14 号	
75	M60	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 16 号	
76	M75	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 35 号	
77	M99	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 13 番 4 号	
78	M138	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 19 番 32 号	
79	M168	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 19 番 14 号	
80	M206	主屋	1 棟	金沢市山の上町 3 番 12 号	

81	M210	主屋	1 棟	金沢市山の上町 3 番 5 号	
82	M 2	本堂	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 44 号(本蔵寺)	
83	M170	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 19 番 16 号	
84	M 7 - 2	庫裡	1 棟	金沢市東山 2 丁目 25 番 5 号(三宝寺)	
85	M205	主屋	1 棟	金沢市山の上町 3 番 11 号	
86	M64	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 13 号	
87	M115	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 20 番 6 号	
88	M204	主屋	1 棟	金沢市山の上町 3 番 11 号	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	B 2	本堂	1 棟	金沢市子来町 57 番(宝泉寺)	
2	B 2 - 2	渡り廊下	1 棟	金沢市子来町 57 番(宝泉寺)	
3	B 4	社殿	1 棟	金沢市東山 1 丁目 30 番 8 号(宇多須神社)	
4	B 4 - 2	渡り廊下	1 棟	金沢市東山 1 丁目 30 番 8 号(宇多須神社)	
5	B 6	本堂	1 棟	金沢市東山 2 丁目 10 番 10 号(慈雲寺)	
6	B 6 - 2	庫裡	1 棟	金沢市東山 2 丁目 10 番 10 号(慈雲寺)	
7	B 7	社殿	1 棟	金沢市鶯町 28 番(松尾神社)	
8	B 9	本堂	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 23 号(蓮昌寺)	
9	B 9 - 2	大仏殿	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 23 号(蓮昌寺)	
10	B 9 - 4	山門	1 棟	金沢市東山 2 丁目 11 番 23 号(蓮昌寺)	
11	B10	本堂	1 棟	金沢市鶯町 41 番 1 号(宗龍寺)	
12	B10 - 2	庫裡	1 棟	金沢市鶯町 41 番 1 号(宗龍寺)	
13	B10 - 3	山門	1 棟	金沢市鶯町 41 番 1 号(宗龍寺)	
14	B11	本堂	1 棟	金沢市鶯町 48 番(広昌寺)	
15	B11 - 2	庫裡	1 棟	金沢市鶯町 48 番(広昌寺)	
16	B12	本堂	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 33 号(玄門寺)	
17	B12 - 4	山門	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 33 号(玄門寺)	
18	B14	本堂	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 23 号(永久寺)	
19	B14 - 3	山門	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 23 号(永久寺)	
20	B15	本堂	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 22 号(来教寺)	
21	B15 - 3	山門	1 棟	金沢市東山 2 丁目 14 番 22 号(来教寺)	
22	B23	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 5 番 3 号	
23	B27	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 5 番 7 号	
24	B28	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 5 番 7 号	
25	B50	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 3 番 24 号	
26	B51	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 3 番 24 号	
27	B76	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 2 号	
28	B77	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 1 号	
29	B78	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 1 号	
30	B84	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 33 号	
31	B84 - 2	土蔵	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 33 号	
32	B94	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 27 号	

33	B 96	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 24 号	
34	B 102	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 4 番 20 号	
35	B 107	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 8 番 8 号	
36	B 115	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 3 号	
37	B 115－ 2	土蔵	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 3 号	
38	B 124	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 11 号	
39	B 125	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 11 号	
40	B 126	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 11 号	
41	B 126－ 2	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 11 号	
42	B 127	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 12 号	
43	B 129	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 9 番 12 号	
44	B 132	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 1 号	
45	B 132－ 2	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 1 号	
46	B 133	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 2 号	
47	B 134	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 14 号	
48	B 140	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 4 号	
49	B 142	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 5 号	
50	B 147	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 9 号	
51	B 158	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 28 番 3 号	
52	B 160	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 28 番 3 号	
53	B 165	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 28 番 8 号	
54	B 176	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 30 番 12 号	
55	B 198	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 31 番 14 号	
56	B 222	主屋	1 棟	金沢市鶯町 30 番	
57	B 230	附属屋	1 棟	金沢市鶯町 3 番	
58	B 231	主屋	1 棟	金沢市鶯町 3 番	
59	B 252	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 9 番 12 号	
60	B 252－ 2	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 9 番 12 号	
61	B 257	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 9 番 16 号	
62	B 259	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 9 番 1 号	
63	B 260	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 9 番 2 号	
64	B 269	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 14 号	
65	B 273	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 10 号	
66	B 281	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 6 号	
67	B 282	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 5 号	
68	B 285	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 3 号	
69	B 286	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 2 号	
70	B 287	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 2 号	
71	B 296	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 23 号	
72	B 306	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 6 番 21 号	
73	B 310	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 5 番 8 号	
74	B 334	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 4 番 2 号	

75	B334－2	土蔵	1棟	金沢市東山2丁目4番2号	
76	B342	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番28号	
77	B351	主屋	1棟	金沢市東山2丁目2番13号	
78	B352	主屋	1棟	金沢市東山2丁目2番1号	
79	B359－2	主屋	1棟	金沢市東山2丁目1番21号	
80	B362	主屋	1棟	金沢市東山2丁目1番13号	
81	B370	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番11号	
82	B398	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番5号	
83	B407	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番12号	
84	B408	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番12号	
85	B411	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番6号	
86	B413	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番5号	
87	B415	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番4号	
88	B416	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番4号	
89	B417	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番3号	
90	B422	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番28号	
91	B423	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番27号	
92	B453	主屋	1棟	金沢市東山2丁目8番14号	
93	B8	本堂	1棟	金沢市東山2丁目1番24号(即願寺)	
94	B25	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番6号	
95	B26	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番6号	
96	B30	主屋	1棟	金沢市東山1丁目5番9号	
97	B137	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番3号	
98	B138	主屋	1棟	金沢市東山1丁目10番3号	
99	B264	主屋	1棟	金沢市東山2丁目9番7号	
100	B278	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番8号	
101	B278－2	土蔵	1棟	金沢市東山2丁目6番8号	
102	B331	主屋	1棟	金沢市東山2丁目4番5号	
103	B466	主屋	1棟	金沢市東山2丁目14番24号	
104	B108	主屋	1棟	金沢市東山1丁目8番9号	
105	B246	主屋	1棟	金沢市東山2丁目11番22号	
106	B5	本堂	1棟	金沢市東山1丁目4番25号(實相寺)	
107	B5－4	鐘楼	1棟	金沢市東山1丁目4番25号(實相寺)	
108	B118	主屋	1棟	金沢市東山1丁目9番5号	
109	B279	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番7号	
110	B314	主屋	1棟	金沢市東山2丁目5番6号	
111	B293	主屋	1棟	金沢市東山2丁目6番25号	
112	B386	主屋	1棟	金沢市東山2丁目3番21号	
113	B1	本堂	1棟	金沢市東山1丁目4番40号(圓長寺)	
114	B1－2	輪堂	1棟	金沢市東山1丁目4番40号(圓長寺)	
115	B89	主屋	1棟	金沢市東山1丁目4番30号	
116	B405	主屋	1棟	金沢市東山2丁目7番13号	

117	B 389	主屋	1 棟	金沢市東山 2 丁目 3 番 15 号	
118	B 136	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 2 号	
119	B 141	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 10 番 4 号	
120	B 331－ 2	土蔵	1 棟	金沢市東山 2 丁目 4 番 5 号	
121	B 43	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 3 番 30 号	
122	B 171	主屋	1 棟	金沢市東山 1 丁目 29 番 11 号	

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	Z 1	本堂	1 棟	金沢市観音町 2 丁目 3 番 13 号(西源寺)	
2	Z 1－ 3	鐘楼	1 棟	金沢市観音町 2 丁目 3 番 13 号(西源寺)	
3	Z 2	本堂	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 1 番 6 号(寿経寺)	
4	Z 3	本堂	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 4 番 2 号(観音院)	
5	Z 3－ 2	庫裡	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 4 番 2 号(観音院)	
6	Z 7	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 1 番 2 号	
7	Z 9	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 1 番 4 号	
8	Z 11	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 1 番 6 号	
9	Z 12	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 1 番 7 号	
10	Z 12－ 2	土蔵	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 1 番 7 号	
11	Z 13－ 2	土蔵	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 1 番 10 号	
12	Z 19	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 6 番 4 号	
13	削除				
14	Z 22－ 2	土蔵	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 6 番 7 号	
15	Z 51	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 2 番 23 号	
16	Z 52	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 2 番 2 号	
17	Z 56	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 2 番 7 号	
18	Z 62	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 2 番 12 号	
19	Z 63	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 2 番 15 号	
20	Z 65	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 2 番 17 号	
21	Z 66	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 3 番 2 号	
22	Z 74	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 1 番 9 号	
23	Z 78	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 1 番 14 号	
24	Z 80	主屋	1 棟	金沢市観音町 3 丁目 1 番 16 号	
25	Z 86	主屋	1 棟	金沢市観音町 2 丁目 3 番 15 号	
26	Z 87	主屋	1 棟	金沢市観音町 2 丁目 3 番 16 号	
27	Z 90	主屋	1 棟	金沢市観音町 2 丁目 2 番 6 号	
28	Z 96	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 5 番 6 号	
29	Z 96－ 2	土蔵	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 5 番 6 号	
30	Z 104	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 5 番 1 号	
31	Z 105	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 4 番 5 号	
32	Z 106	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 4 番 7 号	
33	Z 110	主屋	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 3 番 7 号	
34	Z 110－ 2	土蔵	1 棟	金沢市観音町 1 丁目 3 番 7 号	

35	Z110-3	土蔵	1棟	金沢市観音町1丁目3番7号	
36	Z111	主屋	1棟	金沢市観音町1丁目3番8号	
37	Z31	主屋	1棟	金沢市観音町2丁目1番4号	
38	Z46	主屋	1棟	金沢市観音町2丁目4番7号	
39	Z47	主屋	1棟	金沢市観音町2丁目4番7号	
40	Z50	主屋	1棟	金沢市観音町3丁目2番1号	
41	Z64	主屋	1棟	金沢市観音町3丁目2番16号	
42	Z59	主屋	1棟	金沢市観音町3丁目2番9号	

(平23教育委員会告示・平24教育委員会告示・平25教育委員会告示・
平26教育委員会告示・平27教育委員会告示・平28教育委員会告示・
令2教育委員会告示・令3教育委員会告示・令8告示 一部追加)

別表第2 工作物

M：森山校下 B：馬場校下 Z：材木校下

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	MⅠ1	石積	1式	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
2	MⅠ1-2	石高欄	1式	金沢市東山2丁目11番35号(西養寺)	
3	MⅠ4	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目14番8号(円光寺)	土塀含まず
4	MⅠ5	石段	1式	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	
5	MⅠ5-2	石積	1式	金沢市東山2丁目19番21号(誓願寺)	土塀含まず
6	MⅠ6	石積	1式	金沢市東山2丁目25番73号(真成寺)	側面
7	MⅠ9	石積	1式	金沢市東山2丁目14番60号(長久寺)	
8	MⅠ9-2	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目14番60号(長久寺)	土塀含まず
9	MⅠ11	石橋	1式	金沢市東山2丁目17番1号(蓮華寺)	
10	MⅠ12	石道	1式	金沢市東山2丁目17番15号(妙泰寺)	
11	MⅠ14	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	土塀含まず
12	MⅠ14-2	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	高欄・石積含む
13	MⅠ14-3	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番10号(全性寺)	土塀含まず
14	MⅠ15	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	土塀含まず
15	MⅠ15-2	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	土塀含まず
16	MⅠ15-3	石積	1式	金沢市東山2丁目18番8号(妙正寺)	
17	MⅠ17	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目19番43号(本光寺)	土塀含まず
18	MⅠ19	基壇石積	1式	金沢市山の上町1番43号(月心寺)	土塀含まず
19	MⅠ20	石段	1式	金沢市山の上町1番34号(本法寺)	
20	MⅠ20-2	基壇石積	1式	金沢市山の上町1番34号(本法寺)	土塀含まず
21	MⅠ22	石段	1式	金沢市山の上町5番1号(光覚寺)	
22	MⅠ22-2	石積	1式	金沢市山の上町5番1号(光覚寺)	
23	MⅠ301	基壇石積	1式	金沢市東山2丁目11番36号	
24	BⅠ2	石積	1式	金沢市子来町57番(宝泉寺)	
25	BⅠ2-2	石段	1式	金沢市子来町57番(宝泉寺)	
26	BⅠ4	石高欄	1式	金沢市東山1丁目30番8号(宇多須神社)	

27	BⅡ 4－2	基壇石積	1 式	金沢市東山 1 丁目 30 番 8 号(宇多須神社)	玉垣含まず
28	BⅡ 4－3	基壇石積	1 式	金沢市東山 1 丁目 30 番 8 号(宇多須神社)	玉垣含まず
29	BⅡ 6	石廟	1 式	金沢市東山 2 丁目 10 番 10 号(慈雲寺)	
30	BⅡ 9	石道	1 式	金沢市東山 2 丁目 11 番 23 号(蓮昌寺)	
31	BⅡ 10	石段	1 式	金沢市鶯町 41 番 1 号(宗龍寺)	
32	BⅡ 10－2	基壇石積	1 式	金沢市鶯町 41 番 1 号(宗龍寺)	土塀含まず
33	BⅡ 11	石段	1 式	金沢市鶯町 48 番(広昌寺)	
34	BⅡ 11－2	敷石	1 式	金沢市鶯町 48 番(広昌寺)	
35	BⅡ 11－3	石積擁壁	1 式	金沢市鶯町 48 番(広昌寺)	
36	BⅡ 11－4	土塀	1 式	金沢市鶯町 48 番(広昌寺)	
37	BⅡ 14	石積	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 23 号(永久寺)	
38	BⅡ 14－2	石段	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 23 号(永久寺)	
39	BⅡ 14－3	石道	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 23 号(永久寺)	
40	BⅡ 15	石段	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 22 号(来教寺)	
41	BⅡ 15－2	基壇石積	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 22 号(来教寺)	土塀含む
42	BⅡ 15－3	基壇石積	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 22 号(来教寺)	土塀含まず
43	ZⅡ 3	石段	1 式	金沢市観音町 3 丁目 4 番 2 号(観音院)	
44	BⅡ 199	石積擁壁	1 式	金沢市東山 1 丁目 31 番 28 号	
45	BⅡ 200	石積擁壁	1 式	金沢市東山 1 丁目 31 番 25 号	
46	MⅡ 4－2	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 14 番 8 号(円光寺)	石塔
47	MⅡ 5－2	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 19 番 21 号(誓願寺)	石塔
48	MⅡ 7	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 25 番 5 号(三宝寺)	石塔
49	MⅡ 9－3	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 14 番 60 号(長久寺)	灯籠
50	MⅡ 16	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 18 番 9 号(妙国寺)	石塔
51	MⅡ 17－2	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 19 番 43 号(本光寺)	灯籠
52	MⅡ 17－3	石造物	1 基	金沢市東山 2 丁目 19 番 43 号(本光寺)	石塔
53	MⅡ 21	石造物	1 基	金沢市山の上町 4 番 11 号(心蓮社)	石塔
54	MⅡ 22－3	石造物	1 基	金沢市山の上町 5 番 1 号(光覚寺)	石塔

(平 23 教育委員会告示・令 7 告示 一部追加)

別表第 3 環境物件

M：森山校下 B：馬場校下 Z：材木校下

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	M環 3	庭園	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 59 号(妙応寺)	
2	M環 10	石積水路	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 11 号(常福寺)	
3	M環 11	石積水路	1 式	金沢市東山 2 丁目 17 番 1 号(蓮華寺)	
4	M環 12	石積水路	1 式	金沢市東山 2 丁目 17 番 15 号(妙泰寺)	
5	M環 19	庭園	1 式	金沢市山の上町 1 番 43 号(月心寺)	
6	M環 21	庭園	1 式	金沢市山の上町 4 番 11 号(心蓮社)	
7	M環 22	庭園	1 式	金沢市山の上町 5 番 1 号(光覚寺)	
8	M環 301	石積水路	1 式	金沢市東山 2 丁目 684 番～672 番	

9	M環 302	石積水路	1 式	金沢市東山 2 丁目 648 番～612 番	
10	B環 2	樹木	1 本	金沢市子来町 57 番(宝泉寺)	五本松
11	B環 4	石積水路	1 式	金沢市東山 1 丁目 30 番 8 号(宇多須神社)	
12	B環 12	庭園	1 式	金沢市東山 2 丁目 14 番 33 号(玄門寺)	
13	B環 501	石積水路	1 式	金沢市東山 1 丁目 796 番 1 号	

別表第 4

伝統的建造物の修理基準

主としてその外観を維持し、整備し又は復元するための修理とする。

別表第 5

伝統的建造物以外の建築物等の 修景基準（助成対象）

			寺 社				町 家 等
			本 堂	庫 裏 ・ 社務所	山 門	その他の建築物	
建 築 物	敷 地 割		- 古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 - ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	原則として現状維持とする。	- 古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 - ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	- 古写真、資料、履歴等に基づき伝統的様式、伝統的材料及び伝統的技法等により可能な限り復原するものとする。 - ただし、既存の建築物の修景については、外部意匠は周囲の伝統的建造物に準ずる。	- 原則として現状維持とする。 - 歴史的に継承された敷地割を踏襲する。
	位置・規模						原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃える。
	構 造			- 木造とする。 - 階数は2階建以下とする。			- 木造とする。 - 階数は2階建以下とする。
	高 さ			屋根の高さは周囲の庫裏・社務所の伝統的建造物と調和させる。			屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	外 部 意 匠	屋 根		- 切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺、黒系金属板葺又は銅板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらかしとする。 - 主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。			- 原則として切妻平入りとし、通りに面して玄関を設ける。 - 黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらかしとする。 - 勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。 - 金属板葺とした場合は、原則として軒先に風返しを備える。
		庇		- 庇は必要に応じて設置し、黒瓦葺、黒系金属板又は銅板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらかしとする。 - 勾配は伝統的建造物に準ずる。			黒瓦葺又は金属板葺とし、軒裏は垂木及び野地板あらかしとする。
		外 壁		押縁下見板張り又は縦羽目板張り及び漆喰壁とする。			伝統的様式に基づくものとする。
		開口部		建具は木製とし、形態は伝統的様式に基づくものとする。			建具は木製とし、形態は伝統的様式に基づくものとする。
		材 料		石、木、土、漆喰、弁柄等の伝統的材料を用いる。			石、木、土、漆喰、弁柄等の伝統的材料を用いる。
		色 彩		木部は生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げの色とする。			木部は生地仕上げ、古色仕上げその他これらに類する仕上げの色とする。
	設備機器等		道路等から直接見えにくい場所に配置する。	道路等から直接見えにくい場所に配置する。やむを得ない場合には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。		道路等から直接見えにくい場所に配置する。やむを得ない場合には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。	道路等から直接見えにくい場所に配置する。やむを得ない場合には、歴史的風致と調和した材料・仕上げとした格子等による目隠しを施す。
工 作 物	門	- 古写真、資料、履歴等が残る場合、可能な限り復原する。 - 構造は原則として伝統的構法によるものとし、形式は伝統的建造物に準ずる。 - 外部意匠は伝統的建造物に準ずる。 - 材料は伝統的材料を用いる。 - 木部の色彩は古色仕上げ、生地仕上げその他これらに類する仕上げとする。					
	土塀・板塀						
	石 段						
	石 積						
環 境 要 素	垣	- 竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 - 生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。	- 竹垣は四目垣、建仁寺垣その他これらに類するものとする。 - 生垣は和風とし、和風樹種によるものとする。				
そ の 他	共通事項	この基準に拠りがたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長が許可する。					

別表第 6

伝統的建造物以外の建築物等の 許可基準（助成対象外）

			寺 社				町 家 等
			本 堂	庫 裏 ・ 社務所	山 門	その他の建築物	
建 築 物	敷 地 割		・ 原則として現状維持とする。	・ 原則として現状維持とする。	・ 原則として現状維持とする。	・ 原則として現状維持とする。	・ 原則として現状維持とする。
	位置・規模		・ 原則として履歴を考慮した位置、規模とする。 ・ 道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。	・ 原則として履歴を考慮した位置、規模とする。 ・ 道路側、敷地側への圧迫感を軽減するため、境界から可能な限り後退させる。	・ 原則として履歴を考慮した位置、規模とする。	・ 原則として履歴を考慮した位置、規模とする。	・ 原則として周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図る。 ・ やむを得ず、壁面を周囲の伝統的建造物の壁面線より後退させる場合は、原則として門、塀、垣等を設ける。
	構 造		・ 原則として木造とする。 ・ 原則として平屋建とする。	・ 原則として木造とする。 ・ 原則として2階建以下とする。ただし、敷地の形状等からやむを得ず3階建とする場合は、通りに面する3階部分の壁面を1・2階壁面から1.8m以上後退させる。	・ 原則として木造とする。 ・ 形式は周囲の伝統的建造物に準ずる。	・ 原則として木造とする。	・ 原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、歴史的風致と調和させる。 ・ 階数は3階建以下とする。3階建とする場合は、通りに面する3階部分の壁面を1・2階の壁面から1.8m以上後退させる。
	高 さ		・ 屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	・ 屋根の高さは周囲の庫裏・社務所の伝統的建造物と調和させる。 ・ 3階建とする場合は、3階部分を1・2階の屋根の高さと調和させる。	・ 屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	・ 屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	・ 1・2階の屋根の高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。 ・ 3階建とする場合は、3階部分を1・2階の屋根の高さと調和させる。
	外部意匠	屋 根	・ 切妻又は入母屋とし、黒瓦葺又は黒系金属板葺とする。（金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。） ・ 勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。 ・ 向拝を設けるよう努め、設ける場合は建物規模や形態に配慮する。	・ 切妻、入母屋又は寄棟で黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。（金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。） ・ 主屋の屋根の勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・ 原則として黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。（金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。） ・ 勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・ 原則として黒瓦葺又は黒系金属板葺とし、原則として軒裏は垂木及び野地板あらわしとする。（金属板葺きの場合は光沢を抑えたものとする。） ・ 勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。	・ 原則として切妻平入りとし、道路等に面して玄関を設ける。 ・ 黒瓦葺又は黒系金属板葺とする。 ・ 勾配は周囲の伝統的建造物の勾配に準ずる。
		庇	・ 必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。	・ 必要に応じて設置し、黒瓦葺又は金属板葺とする。			・ 原則として正面1階開口部に町並みの連続性を考慮した庇又はこれに類するものを設け、黒瓦葺又は金属板葺とする。
		外 壁	・ 自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。	・ 自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。			・ 自然素材を多く用い、やむを得ず自然素材以外を用いる場合は、歴史的風致と調和させる。
		開口部	・ 建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・ 建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・ 建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・ 建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。	・ 建具は原則として木製とし、やむを得ず木製以外とする場合は、歴史的風致と調和させる。
		材 料	・ 歴史的風致と調和した材料とする。	・ 歴史的風致と調和した材料とする。	・ 歴史的風致と調和した材料とする。	・ 歴史的風致と調和した材料とする。	・ 歴史的風致と調和した材料とする。
		色 彩	・ 歴史的風致と調和させる。	・ 歴史的風致と調和させる。	・ 歴史的風致と調和させる。	・ 歴史的風致と調和させる。	・ 歴史的風致と調和させる。
		設備機器等	・ 原則として道路等から見えないような配置・形状とする。	・ 原則として道路等から見えないような配置・形状とする。			・ 原則として道路等から見えないような配置・形状とする。
工 作 物	門・土塀・板塀	・ 原則として位置や規模は履歴を考慮したものとする。 ・ 構造、形態、外部意匠、材料及び色彩は歴史的風致と調和させる。					・ 歴史的風致と調和させる。
	階 段						
	擁 壁						
	屋外広告物	・ 歴史的風致と調和させる。 ・ 掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。				・ 歴史的風致と調和させる。 ・ 掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。	
環境要素			・ 歴史的風致と調和させる。				
車庫・倉庫等			・ 歴史的風致と調和したものとする。				
自動販売機			・ 歴史的風致と調和させる。				
木竹の伐採・植栽			・ 伐採・植栽後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
土地の形質の変更			・ 変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
土砂類の採取			・ 採取後の状態が歴史的風致と調和したものとする。				
その他	共通事項		・ 金沢市景観計画で定める景観形成基準を遵守すること。 ・ この基準に抛りがたい場合又は歴史的風致の維持及び回復のために必要と思われる事項については、金沢市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて、金沢市長が許可する。				